

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 7 月 21 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600005号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600015号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②及び④について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のD社(現在は、E社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和29年から昭和32年まで
② 昭和32年から昭和33年まで
③ 昭和33年から昭和35年まで
④ 昭和35年から昭和37年まで

請求期間①について、A社F出張所にG班の作業員として勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間②について、C社H作業所にI班の作業員として勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間③について、D社J作業所にK班の作業員として勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間④について、C社L出張所にM班及びN班の作業員として勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録が無い。

請求期間①から④までの年金記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者のA社F出張所に関する陳述内容が、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同出張所に勤務していたとする者の陳述内容と一致することから、期間の特定はできないものの、請求者が同社の業務に従事してい

た可能性がうかがえる。

しかしながら、B社は、「請求者の請求期間①における勤務状況及び厚生年金保険料の控除については、確認できる資料等が見当たらないため不明である。」旨回答している。

また、前述の者は、「請求者がG班の作業員として勤務していたということであれば、A社の社員ではないため、請求者を同社の厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」旨陳述している上、請求者が記憶する同僚は、死亡又は所在が不明であるため、請求者の請求期間①における厚生年金保険の加入状況等について回答を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②及び④について、請求者から提出されたじん肺健康診断結果証明書に記載されている請求者の職歴により、期間の特定はできないものの、請求者がC社の業務に従事していた可能性がうかがえる。

しかしながら、C社の人事担当者は、「当社の職員であれば、厚生年金保険の加入記録が残っているので確認できるが、請求者に係る記録は何も見当たらない。」旨陳述しており、請求者の請求期間②及び④における勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者が記憶する請求期間②に係るI班の班長、帳づけ及び同僚並びに請求期間④に係るC社L出張所の所長、労務係及び同僚は、死亡又は所在が不明であるため、請求者の請求期間②及び④における厚生年金保険の加入状況等について回答を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間②及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間③について、前述のじん肺健康診断結果証明書に記載されている請求者の職歴により、期間の特定はできないものの、請求者がD社の業務に従事していた可能性がうかがえる。

しかしながら、E社は、「請求者の請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については、昭和41年に吸収合併したD社から資料を引き継いでいないため不明である。」旨回答している。

また、D社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者は、「D社は、下請業者である班に所属する作業員を同社の厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」旨陳述している上、請求者が記憶する同僚は、死亡又は所在が不明であるため、請求者の請求期間③における厚生年金保険の加入状況等について回答を得ることができない。

このほか、請求者の請求期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、請求期間①から④までについて、請求者が複数の作業現場で一緒に勤務した

として名前を挙げた同郷の同僚のうち、オンライン記録により個人が特定できた複数の者については、当該請求期間全てにおいて厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600009号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600016号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和40年2月頃から同年12月頃まで
② 昭和41年2月頃から同年12月頃まで

A社に勤務していた請求期間①及びB社に勤務していた請求期間②について、年金記録の訂正をしない旨の決定を受けたが、請求期間当時の状況について、新たな証言をしてくれる人が見付かったので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者の請求期間①に係る訂正請求については、平成27年6月23日付けで、年金記録の訂正をしない旨の四国厚生支局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、「昭和40年8月当時、私が定時制高校に在籍しつつ、A社に勤務していたことについて、同校の同級生が証言してくれる。」旨主張しており、当該同級生が署名押印した書類を提出し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者が名前を挙げた当該同級生に聴取しても、請求期間①に係る請求者のA店における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を裏付ける証言は得られず、当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

2 請求者の請求期間②に係る訂正請求については、平成27年10月30日付けで、年金記録の訂正をしない旨の四国厚生支局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、「B社の次に勤務した事業所の同僚が、B社で交付を受けた厚生年金保険被保険者証と次に勤務した事業所で交付を受けた同被保険者証の2枚を持

っていたことを証言してくれる。」旨主張しており、当該同僚が署名押印した書類を提出し、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者が前回も名前を挙げた前述の同僚に再度聴取しても、請求期間②に係る請求者のB社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除を裏付ける証言は得られず、当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認めるとはできない。

- 3 そのほか、請求内容及びこれまでに収集した関連資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。